

道路交通法に基づく違法駐車車両等の保管公表

道路交通法第51条第9項の規定に基づき、警察署において公示をしました。

下記の車両及び積載物についてのお問い合わせは、公示している警察署（交通課）までご連絡下さい。

※ 公示日から3ヶ月間は公表されます。

[illegible]

道路交通法に基づく違法駐車車両等の保管公表

違法駐車車両等保管公表

道路交通法第51条第9項の規定により下記の車両及び積載物の保管を公示しましたので、同条第10項の規定に基づき公表します。

公 表 日	令和7年10月20日
公 示 者	南大沢警察署長
公 示 日	令和7年10月9日
車 名	タント
塗 色	灰
型 式	DBA-L375S
登 録 番 号	土浦 581 え 5216
積 載 物	ビニール傘
駐 車 場 所	東京都八王子市片倉町1221番地先路上
移動した日時	令和7年9月22日午前2時20分
保管開始日時	令和7年9月22日午前2時30分
保 管 場 所	東京都八王子市南大沢1丁目8番地3 警視庁南大沢警察署 駐車場
取 扱 警 察 署	南大沢警察署 電話 042-653-0110（代表）